

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日には、
当たる日は休きがと日)

目次

◇選管規則 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規則

選挙管理委員会規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

第五条を次のように改める。

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第一百一条の五第三項」を「第一百一条の六第三項」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 法第二百一条の十一第四項の規定により県の委員会が行うポスターの検印又はその交付する証紙は、それぞれ別記第一号様式若しくは第三号様式又は第四号様式によるものとする。

2 前項の規定による検印は、二以上の選挙が近接して行われる場合その他特別の必要がある場合においては、これらの印を併用し、又は色分けをして用いるものとする。

第六条第二項中「衆議院議員及び」を削り、「第二百一条の五第三項(法第二百一条の六第二項及び法第二百一条の七において準用する場合を含む)」を「第二百一条の七第二項において準用する法第二百一条の六第三項(参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙を除く)」に、「準用する法第二百一条の五第三項」を「準用する法第二百一条の六第三項」に改める。

第七条第二項中「法第二百一条の五第一項第四号(法第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。)」を削る。

第十条第一項を次のように改める。

県の委員会が管理する選挙に係る法第二百一条の十一第八項の規定による表示は、県の委員会が交付する別記第八号様式の表示板を用いて行うものとする。

第一号様式中「昭和何年何月何日執行」を「年月日執行」に、「何々選挙」を「選挙」に改め、同様式の備考中「直近」を「近接」に、「行なわれる」を「行われる」に、「かえる」を「変える」に改める。

第四号様式中「勾欄表」を「欄表」に改める。

第五号様式及び第六号様式中「昭和何年何月何日執行何選挙」を「年月

第七号様式中「昭和何年何月何日執行の何々選挙」を「 年月日執行の選挙」に、「昭和何年何月何日」を「 年月日」に改める。

第八号様式中「昭和何年何月何日」を「 年月日」に、「 何々選挙」を「 何々選挙」に、「何々選挙」を「 何々選挙」に改め、同様式の備考中「直近」を

「近接」に、「行なわれる」を「行われる」に、「かえる」を「変える」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の規定は、衆議院議員の選挙については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する。

3 施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に、「左の各号」を「次」に改める。

第六条第一項中「写」を「写し」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、法第三十条の規定により選挙人名簿を再調製する場合について準用する。

第七条を次のように改める。

（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）
第七条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第十九条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の送付又は引継ぎは、別記第二号様式に準じた調書により行うものとする。

2 令第十九条第三項の規定による県の委員会への報告は、前項に規定する調書及び告示の写しにより行うものとする。

第三十二条第三項中「選挙長」の下に「衆議院比例代表選出議員又は」を加える。
第三十八条中「第六十八条の二第三項」を「第六十八条の二第四項」に、「又は当該名簿届出政党等」を「当該衆議院名簿届出政党等又は当該参議院名簿届出政党等」に改める。

第四十五条中「及び長並びに教育委員会の委員」を「又は長」に、「左の各号」を「次」に改める。

第四十六条中「第二百一一条及び」を「第二百一一条又は」に、「及び長並びに教育委員会の委員」を「又は長」に改める。
別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

その1 (申出人に対する通知)

(番号) 年月日

申出人 殿

選挙管理委員会委員長

印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について（通知）

あなたが当委員会に対して申し出た選挙人名簿の登録に関する異議については、下記のとおり決定しましたので、公職選挙法第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 異議の申出に係る者 氏名
住所
生年月日
- 2 異議申出の日 年月日
- 3 異議に対する決定の主旨
異議の申出は、正当である。（正当でない。）
- 4 決定の理由
なお、上記1の者は、この決定に基づき、年月日選挙人名簿に登録されました。（選挙人名簿から抹消されました。）

(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法第25条第1項の規定により本通知を受けた日から7日以内に裁判所に出訴することができます。

備考

なお書きは、異議の申出が正当であると決定された場合にのみ記載すること。

その2 (関係人に対する通知)

(番号) 年月日

関係人 殿

選挙管理委員会委員長

印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について（通知）

あなたの選挙人名簿の登録に関し、当委員会に対して下記1のとおり異議の申出があり、この異議の申出を下記2の理由により正当であると決定しましたので、公職選挙法第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 異議の申出
 - (1) 申出人 氏名
住所
生年月日

- (2) 申出の日 年月日

- (3) 異議申出の主旨

- 2 決定の理由

なお、あなたは、この決定に基づき、年月日選挙人名簿に登録されました。（選挙人名簿から抹消されました。）

(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法第25条第1項の規定により本通知を受けた日から7日以内に裁判所に出訴することができます。

(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法第25条第1項の規定により本通知を受けた日から7日以内に裁判所に出訴することができます。

選舉人名簿調書

選舉管理委員会

平成7年6月20日 火曜日 鳥取県公報

送付又は引継ぎの理由					
送付又は引継ぎの日					
直近の登録	年 月 日 定時(選舉時)登録				
旧投票区名	男	女	計		
登録者数					
係争件数					
備考					

備考

- 1 「送付又は引継ぎの理由」欄には、境界変更、市町村の合併等につき、新旧市町村名、区域名、年月日等を記載すること。
- 2 「送付又は引継ぎの日」欄は、当該選舉人名簿の引継ぎ年月日を記載すること。
- 3 新たに選舉人が属すこととなる市町村において、投票区が判明している場合は、備考欄に記載すること。
- 4 選舉人名簿の登録に関し係争中の事件があるときは、「係争件数」欄にその数を記載し、関係書類及び概要調書を添付すること。

第3号様式(第9条関係)

その1(令第22条第1項の報告)

選挙人名簿登録者数報告書

年 月 日現在
選挙管理委員会

(単位:人)

区分	前回定時登録日現在における名簿登録者総数 (A)	定時登録に係る補正登録者数 (B)	選挙時登録者数 (C)	選挙時登録に係る補正登録者数 (D)	随時抹消者数 (E)	今回定時登録者数 (F)	今回定時登録日現在における名簿登録者総数 A+B+C+D-E+F (G)	増減率 $\frac{G-A}{A}$	備考
男									
女									
計									

備考

1 「選挙時登録者数(C)」欄には前回定時登録日から、今回定時登録日までの間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数（2回以上選挙時登録が行われた場合は、それぞれの登録者数を合計した数）を記入すること。（前回定時登録日から選挙時登録日までの間に補正登録され、又は随時抹消された者の数は含まない。）

2 「今回定時登録者数(F)」欄には、9月1日現在において名簿登録の資格を有する者で、9月2日（登録日が変更された場合はその日）に登録された者の数を記入すること。

3 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。

4 「増減率」の欄には、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。

5 増減について、特に明確な理由がある場合は、備考欄に記入すること。

6 選挙時登録の報告様式については、県の委員会がこの様式に準じてその都度指定するものとすること。

その2 (令第222条第2項の報告)

選挙人名簿再調整報告書

選挙管理委員会

1 再調製の理由					
2 調製年月日					
3 確定年月日					
4 縦覧期間					
5 選挙人の数					
区 分	再調製数	再調製前の数	差	引	備 考
男					
女					
計					

備考

「選挙人名簿再調整前」欄には、直近の定期又は選挙時の登録者数を記入すること。

注 衆議院議員選挙 (記名式投票の場合に限る) の場合にあつては、

四は次のとおりとする。

四 投票し候補者一人又は名簿届出政党等の氏名の欄に○を
つける欄に○をつけ折りたたんで投票箱に入れてください。○以外は自分の名前
や「切掛け」などがどちらか。

別記第九号様式中「(何)投票区」を「()投票区」と、「(何)市役所」を「
市役所」と、「何県何郡何町何番地」を「県 郡 町 番地」と、「何船」を「船」
と、「何県何市何病院」を「県 市 病院」と、「何県何郡何町何老人ホーム」を「
県 郡 町 老人ホーム」と、「何県何市何少年院」を「県 市 少年院」とする。
別記第十号様式中「何選挙投票用紙」を「選挙投票用紙」に改める。

附則

1 ノの規則は、公布の日から施行する。

別記第四号様式中「昭和 年」を「 年」に、「何々選挙」を「選挙」
に、「何投票区」を「投票区」と、「何委員会」を「委員会」に改める。
別記第五号様式中「昭和 年」を「 年」に、「何委員会委員長」を「委
員会委員長」と、「何投票区」を「投票区」と、「何某殿」を「殿」と、「何選挙」
を「選挙」と、「貴殿」を「あなた」と、「何月何日何時から何時迄」を「月 日
時から 時まで」に改め、「何々」を削る。

別記第六号様式中「何郡(市)何町(村)何選挙何投票区投票所」を「郡(市)
町(村)選挙投票区投票所」に改める。

別記第八号様式表面中「券場入所票投擧選々何」を「券場入所票投擧選」に、
「何市(町)(村)何番地」を「市(町)(村)番地」に改め、「何 某」を削り、

「何市役所」を「市役所」と、「何月何日」を「月 日」と、「は始め」を「かい」
と、「に終わる」を「まぢ」と、「何 句」を「 句」と、「何選挙管理委員会臣」
を「選挙管理委員会臣」に改め、同様式裏面中「受け」を「受け」に改め、「参議院」
を削り、「かわ」を「かわ」と、「かへ」を「かへ」に改め、同様式に注として次のよう
に加える。

2 この規則による改正後の公職選挙法による選挙事務規程の規定は、衆議院議員の選挙については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する。
3 施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。
鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

鳥取県選挙管理委員会規則第四号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一
部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第一章の二 選挙事務所の標札並びに自動車、拡声機及び船舶の表示板

（第一条の二—第四条）
第二章 ピラの証紙（第五条—第七条）

推薦団体の掲示するポスターの検印（第八条—第十条）

第四章 ポスター掲示場（第十一条—第十七条）

第五章 削除（第十八条—第四十条）

第六章 個人演説会等（第四十一条—第四十八条）

第七章 街頭演説（第四十九条—第五十二条）

第八章 選挙公報（第五十三条—第六十三条）

第九章 投票記載所等の氏名等の掲示（第六十四条—第七十条）

第十章 収支報告書の記載（第七十一条・第七十二条）

第十一章 補則（第七十三条）

附則

第一条第一項を次のように改める。

法第二百三十一条第三項の規定により県の委員会が交付する標札（以下「標札」とい
う。）は、別記第一号様式による。

第一条第二項中「第一百四十二条第三項」を「第一百四十二条第六項」に改め、同条を第
一条の二とする。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の二章を加える。

第一章 総則

第一条 この規則は、県の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する選挙
等に係る選挙運動について、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号。以下「法」とい
う。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条第二項中「第九十一条第一項」を「第九十二条第二項」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条 法第二百四十二条第八項の規定により県の委員会が交付する証紙は、別記第三号
様式による。

第六条 県の委員会は、立候補届を提出した者に対し、当該立候補届を受理した後直ち
に、別記第四号様式による証紙交付票を交付するものとする。

第七条第一項中「法第二百四十二条第一項第一号又は第二号の規定によるピラの届出を行
つた後に、前条の証紙交付票に當該候補者の氏名を記入しその印を押して、これを」
を「前条の証紙交付票を」に改め、同条第二項中「又は第二号」を「若しくは第二号又
は第二項」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 個人演説会等

第四十二条第一項中「個人演説会」の下に「政党演説会又は政党等演説会」を、「候補者」の下に「候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等」を加える。

第四十三条中「個人演説会」の下に「政党演説会又は政党等演説会」を加える。

第五十四条第一項中「衆議院議員、参議院鳥取県選舉区選出議員、又は鳥取県の知事の候補者（以下本章中「候補者」という。）が、一を削り、「とき」を「候補者」に改め、同条第二項中「つど」を「都度」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に改める。

第五十八条中「第一百六十九条第四項」を「第一百六十九条第五項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六十四条第一項中「参議院比例代表選出議員の選挙」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙（以下この章において「比例選挙」という。）」に、「名簿届出政党等」を「衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等（以下この章において「名簿届出政党等」という。）」に、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者（以下この章において「名簿登載者」という。）」に改め、同条第三項中「第九十二条第七項」を「第九十二条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第六十五条第一項中「第九十二条」を「第九十二条第六項」に改め、「名簿登載者に関する」を削る。

第六十七条第一項中「参議院比例代表選出議員の選挙」を「比例選挙」に改め、「党派別」の下に「衆議院小選挙区選出議員選挙においては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称」を加える。

第六十八条第三項を次のように改める。

3 氏名等の掲示をする場合において、字数が二十を超える名称を有する政党その他の政治団体に属する候補者の党派（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党を除く。）については、令第八十九条第四項の略称のみを掲載するものとする。

第一号様式中「(第一条の二関係)」を「(第一条の二関係)」に、「昭和何年何月何日執行何々選挙」を「年月日執行選挙」に改める。

第二号様式中「(第一条関係)」を「(第一条の二関係)」に、「直近」を「近接」に、「行なわれる」を「行われる」に、「かえる」を「変える」に改める。

第三号様式中「句 麻摺」を「句 麻摺」に改め、同様式備考2中「番号は」の下に「届出政党又は」を加える。

第四号様式中「候補者氏名印」を「届出政党名に、「何年何月何日執行何選挙」を「年月日執行選挙」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 届出政党名は、公職選挙法第一百四十二条第二項の場合のみ記載すること。この場合において、当該届出政党に係る全候補者名を併記すること。

第五号様式中「鳥取県何郡（市）何町（村）字町（町）何番地」を削り、「昭和何年何月何日」を「年月日」に改める。

第五号様式の一中「略名」を削る。

第十号様式から第十二号様式までを次のように改める。

第10号様式（第41条関係）

個人演説会等会場指定報告書

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により報告します。

年月日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名

240

(市町村) 選挙管理委員会委員長 氏名

四

平成7年6月20日 火曜日

報 告 公 告 鳥 取 県 公 告

第11号様式（第42条関係）

個人演説会等の施設使用の費用額承認協議書

公職選挙法施行令第121条第1項の規定により、個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額を承認したいので、同条第2項の規定に基づき次のとおり協議します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名

あて
(市町村) 選挙管理委員会委員長 氏名 団

施設の名称	演説会場の 面 積		費 用 の 額		備 考
	平 日	休 日	平 日	休 日	
	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	

備 考

- 1 演説会場の施設に係る使用料を定める条例、規則等がある場合には、その写しを添付すること。
- 2 令第119条第2項の規定により設けようとする設備の程度その他施設の使用に関する定めを添付すること。
- 3 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日をいう。
- 4 「昼間」とは午前8時30分から午後5時までをいい、「夜間」とは午後5時から午前8時30分までをいう。

第十一号様式（第四十二条関係）

(その二) (個人演説会の場合)

個人演説会開催申出書

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法第百六十二条の規定により個人演説会を次により開催したいので、同法第百六十三条の規定により申し出ます。

年 月 日

候補者氏名

住所 所

連絡先

印

(市町村) 選挙管理委員会委員長 氏名

あて

施設の所在地	施設の名称	開催日時	年 月 日 時 分から時 分まで					
			自ら施設を加える程度	当該施設の使用回数	第 回目	受付日時	年 月 日 時	

備考

- 一 「当該施設の使用回数」欄には、当該候補者が当該選挙において当該施設で個人演説会を開催する通算回数を記入すること。
- 二 「受付日時」の欄は、記入しないこと。

(その二) (政党演説会又は政党等演説会の場合)

政党演説会等開催申出書

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法第百六十二条の規定による政党(等)演説会を次により開催したいので、同法第百六十三条の規定により申し出ます。

年 月 日

政党(等)の名称
代表者の氏名所在地
連絡先

印

(市町村) 選挙管理委員会委員長 氏名

あて

施設の所在地	施設の名称	開催日時	年 月 日 時 分から時 分まで					
			自ら施設を加える程度	当該施設の使用回数	第 回目	受付日時	年 月 日 時	

備考

- 一 「当該施設の使用回数」欄には、当該政党等が当該選挙において当該施設で政党等演説会を開催する通算回数を記入すること。
- 二 「受付日時」の欄は、記入しないこと。

第十三号様式中「昭和」を削り、同様式の備考中「直近」を「近接」に、「行なわれる」を「行われる」に、「かえる」を「変える」に改める。

第十五号様式中「昭和何年何月何日」を「年 月 日」に、「何々選挙」を「選挙」に改め、同様式の備考2中「行なわれる」を「行われる」に、「各選挙毎」を「各選挙ごと」に、「かえる」を「変える」に改める。

第十六号様式中「昭和何年何月何日」を「年 月 日」に、「何々選挙」を「選挙」に改め、同様式の備考2中「行なわれる」を「行われる」に、「各選挙毎」を「各選挙ごと」に、「かえる」を「変える」に改める。

第十七号様式中「昭和何年何月何日」を「年 月 日」に、「何々選挙」を「選挙」に改め、同様式の備考2中「行なわれる」を「行われる」に、「各選挙毎」を「各選挙ごと」に、「かえる」を「変える」に改める。

第十八号様式中「昭和何年何月何日」を「年 月 日」に、「何々選挙」を「各選挙ごと」に改める。

第十九号様式中「うけたい」を「受けたい」に、「昭和何年何月何日」を「年 月 日」に改め、「何々候補者」を「候補者」に改める。

第二十号様式中「何年何月何日」を「年 月 日」に、「参議院比例代表選出議員」を「比例代表選出議員」に、「何市 (町)(村) 選挙管理委員会」を「選挙管理委員会」に改める。

第二十一号様式中「何選挙」を「選挙」に、「何市 (町)(村) 選挙管理委員会」を「選挙管理委員会」に改め、同様式の備考2中「第八十八条第三項」を「第八十九条第四項」に改め、同様式の備考に次のように加える。

4 衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、「党派別」とあるのは「届出政党の名称」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県選挙運動管理規程の規定中、衆議院議員の選挙に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する。
- 3 施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前

日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年五月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

平成七年六月二十日

鳥取県選挙管理委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会規則第五号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年五月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第一百十条の五第三項」を「第一百十条の五第四項」に改める。

第二条第一項中「第一百十条の五第四項」を「第一百十条の五第五項」に、「衆議院議員」を「衆議院鳥取県第一区若しくは第二区選出議員」に改める。

様式第三号中「第110条の5第4項」を「第110条の5第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。